

医療費
節約術！**上手な医療のかかり方3か条****1 時間外受診を控える**

診療時間外に受診すると割増し料金がかかるので、注意が必要です。休日や夜間の受診は、割増し料金が加算されるうえ、限られた治療しかできないため、**緊急性の高いとき以外は、なるべく平日・昼間に受診しましょう。**

子どもの急な症状で受診を
迷ったら、

子ども医療電話相談 #8000
に相談しましょう！

2 「かかりつけ医・薬局」を持つ

日常的な診療や健康管理ができる身近な医師である「かかりつけ医」、服薬状況を管理してくれたり、健康相談に応じてくれる「かかりつけ薬局」を上手に活用しましょう。

詳しい検査や高度な医療が必要と診断された場合には、適切な大病院や専門医を紹介してもらうことができるので安心です。

**3 ジェネリック医薬品を選ぶ**

ジェネリック医薬品は、従来の先発医薬品と品質・効き目が同等であると国が認めた安心・安全なお薬です。最大で6割もお薬代の負担が軽くなるものもございます。ジェネリック医薬品への切り替えについては、医師または薬剤師にご相談ください。

**ジェネリック医薬品に関するお知らせ をお送りします**

協会けんぽでは、加入者の皆様のお薬代の軽減と医療費の適正化のため、**ジェネリック医薬品に切り替えた場合の1カ月分の自己負担軽減可能金額等をお知らせ**しております。

送付時期

令和5年8月頃

■加入者(被保険者)の方の
住所へ**直接**お送りします

対象者

- 主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
 - お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方
- ※すべての加入者の方に通知されるものではありません

※この通知サービスは、ジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。

※使用できる病気(効能)が異なるときや在庫がないなどの理由で切り替えることができない場合もあります。

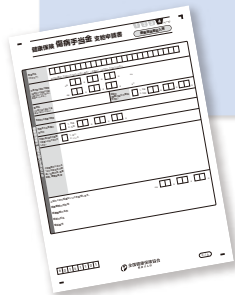
上記の内容のお問い合わせは 企画総務グループ ☎ 027-219-2100 音声ガイダンス⑤

旧様式の各種申請書（届出書）は 間もなくシステム対応できなくなります

協会けんぽでは、令和5年1月より各種申請書（届出書）の様式を変更しています。
新様式では新システムによる自動審査を導入して審査を迅速化・効率化しています。

※旧様式で申請（届出）された場合は、新システムによる自動審査に対応していない
ため、通常より審査に時間を要することとなります。必ず新様式をご使用ください。
※旧様式に対応した旧システムによる審査は令和5年9月で終了する予定です。

新型コロナウイルス感染症に係る 傷病手当金の申請について



申請期間（療養のため休んだ期間）の初日が令和5年5月8日以降の傷病手当金の申請については、申請書の療養担当者意見欄（申請書4ページ目）に医師の証明が必要となります。詳細はこちら ▶▶▶



上記のお問い合わせは 業務グループ ☎ 027-219-2100 音声ガイダンス②

令和5年
4月より

生活習慣病予防健診の 自己負担額が軽減されました！

生活習慣病の予防や早期発見のため、協会けんぽは生活習慣病予防健診を実施し、健診費用の一部を補助しています。令和5年度より以下のとおり、自己負担額が軽減されました。まだ、受診されていない場合はぜひご利用ください！

一般健診 対象：35～74歳の被保険者様	令和4年度 自己負担額 最高 7,169円	➡	令和5年度 自己負担額 最高 5,282円
付加健診 対象：40・50歳の被保険者様	令和4年度 自己負担額 最高 4,802円	➡	令和5年度 自己負担額 最高 2,689円

上記のお問い合わせは 保健グループ ☎ 027-219-2100 音声ガイダンス③

申請書の提出は郵送をお願いします。